

序章 「開発と環境」の視点による環境政策形成過程の比較研究に向けて

著者	寺尾 忠能
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	605
雑誌名	環境政策の形成過程：「開発と環境」の視点から
ページ	3-29
発行年	2013
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00011296

環境政策の形成過程

序章

「開発と環境」の視点による環境政策形成過程の比較研究に向けて

寺尾 忠能

はじめに

本書の目的は、経済開発と環境保全の間の関係という視点から、東・東南アジアの後発工業国と先進国の環境政策・制度の形成過程を横断的に取り上げ、それぞれの特徴と、そのような特徴を生み出した背景を明らかにすることである。各章の議論を通じて、各国の環境政策の歴史の変遷を描き出し、それぞれの国・地域における重要な政策分野（政策領域）、およびその課題と対策を論じる。

本章では、本書が全体でめざしている「開発と環境」という視点からの環境政策形成過程の研究の意義を明らかにするために、まず隣接分野と考えられる環境政策史の研究動向を紹介し、開発研究、環境政策研究に歴史的視点が必要であることを示す。そして先進国と発展途上国の環境政策形成過程をそれぞれに研究し、比較のための基礎的な材料とすることの必要性を示す。最後に、各章の議論を紹介する。

第1節 開発研究と環境政策研究

経済開発と環境保全の両立は、先進国においても、発展途上国においても、困難な課題である。発展途上国における環境保全を論じる場合、対象国が経済開発の後発者であることがまず重視されなければならないであろう。後発工業国の特徴である社会経済変動の速さ、経済の潜在的な成長可能性の高さ、財と人々の広範囲の移動の速さ、知識や技術、制度の移転の速さなど、地球規模の情報ネットワーク化がさらに加速している。環境問題の現れ方も、多かれ少なかれ、経済開発過程の後発性の影響を受ける。

これまでの環境政策の形成過程を振り返ってみると、先進国、発展途上国のいずれにおいても、他の多くの公共政策、社会政策と比べて、環境政策は経済開発過程と開発政策からより大きな影響を受けている。環境破壊は経済開発にともなって発生する問題であり、先進国、発展途上国のいずれにおいても、経済開発が環境保全より優先されてきた歴史がある。また、環境破壊の現れ方は、その地域の経済開発の進み方によって大きな影響を受けてきた。

多くの公共政策、なかでも労働安全、福祉、公衆衛生などの社会政策は環境政策とも関連をもつ部分があり、環境政策はその形成過程で公共政策、社会政策の一部として取り入れられ、それらの制度を利用して発達した。しかし環境政策は、他の公共政策と比べて、後発の政策分野である。公共政策としての後発性は、環境政策の形成過程に影響を与えている。多くの社会政策は、近代資本制経済の初期に顕在化した社会問題への政府と社会の対応にその起源がある。既存の社会問題よりも後に顕在化した環境問題は、すでに発達していた他の多くの公共政策、社会政策の制度の間で、それらの枠組みを前提にして利用しながら発達していくことを余儀なくされた。他の社会政策に対する環境政策の後発性は、有利にも不利にも働き得るであろう。

環境政策の公共政策としての後発性はそれだけではない。後発工業国においては、経済開発を進める開発政策、産業政策が盛んに行われてきた。開発

政策が経済開発を進め、実現してきた過程で環境問題が顕在化するまでは、環境政策の必要性は認識されなかった。開発政策、産業政策も経済全体の発展、産業化、社会の安定をめざしている以上、公共政策の一部と考えられる。産業化を政策として追求することで経済発展をめざしている発展途上国においては、開発政策、産業政策などすでに存在する公共政策が政策目標、政策手段として重要な位置を占めているなかで、環境政策の形成、発達をめざさざるを得ない。発展途上国において環境政策の公共政策としての後発性は、先進国での政策形成過程の場合以上に重大な制約となる。

環境政策に内在する後発の公共政策という条件と、発展途上国における経済開発の後発性という条件は、「二重の後発性」として発展途上国の環境政策を規定するものとなる。「後発性」は経済開発の文脈では技術移転や先進国市場の存在などの有利さが強調され、「後発性の利益」として急速な産業化を説明するために用いられることが多い。環境問題、環境政策の文脈では、いわゆる「公害輸出」を念頭に、「後発性の不利益」が強調される傾向がある。それらは産業化の速度や環境政策の発展といった特定の視点からの評価に基づくものである。後発性とは経済、社会全体の発展を規定する国際的な条件の総体であり、多様な側面からそれを評価することが可能であるが、各側面からの視点は総体としての後発性とのかわりを意識して用いられる必要がある。

環境、資源に関する問題は、人類の社会と物的自然との境界線上で、多くの場合、人々の経済活動に付随して、社会と自然の相互作用の一部として発生するものととらえることができる。経済学では、環境問題は経済活動が市場経済の外部に与える影響である「外部性」がもたらす問題としてとらえられている。市場経済は経済社会の一部であり、経済社会と自然との境界上で、環境、資源にかかわる問題が発生する。他の多くの社会問題とは異なり、環境問題には経済社会と自然との相互作用が介在する。大気汚染や水質汚濁問題を例にみると、大気や水といった自然物を媒介にして、汚染排出とそれによる被害とが結びつけられている。そこには複雑な相互作用と不確実性が介

在し、空間的にも時間的にも人々の予想を超えた広がりをもって発生し得る。環境問題の困難の多くは、経済社会と自然との境界上で自然物を媒介として発生することに起因している。環境政策とは、この境界線上の相互作用を制御し、その望ましい形、インターフェイスを構想し、デザインするための一連の公共政策ととらえることができる。

環境政策の形成過程とは、ある領域の公共政策が政策分野として確立していく課程であると同時に、後発の公共政策が外生的に規定された条件のもとで既存の利害関係の隙間のなかで独自の価値基準に基づき、新たな利害関係を構築していく過程である。環境政策の形成過程を、「環境」という特定の領域で公共政策が自律的に発展していく過程として取り上げて分析することも可能かもしれないが、そうした見方はあまりに一面的である。

環境政策は、経済社会と自然の複雑な相互作用、本源的な不確実性、時間的空間的な範囲の拡大という、把握と対処が困難な性質をもった問題を克服するためのひとつの重要な手段である。環境問題は、その大部分が人々の経済活動に起因するものであり、環境政策だけを単独で取り上げてその形成過程を分析することには限界がある。環境政策は、それ自体で独立した政策として論じるよりも、経済開発にかかわる政策との関連を重視して論じられるべきであろう。とくに、経済開発が政策的に推進され、実際に急速な産業化を実現しつつある多くの発展途上国においては、産業化を推進する政策との関連性を無視して、環境政策の実態やその形成過程を論じても、表面的な考察に終わってしまう。

環境政策と他の開発政策との関連は、常に明示的にみられるわけではない。環境政策の多くの分野において、政策形成過程の節目で、他の開発政策、あるいは経済開発に関する利害関係が、重要な役割を果たす。政策形成過程の源流までさかのぼって、初めてその構造的な要因が明らかになる場合が多い。環境政策と開発政策の関係性に着目するためには、政策の形成過程をたどる必要があり、長期間にわたる変化を見通す、歴史的な視点が必要である。そして、環境政策形成過程を分析するためには、その周辺の多様な社会・経済

関係の政治経済学的な考察が必要である。これは、周辺の社会・経済関係の諸側面を恣意的に取り上げることではない。後発の公共政策を、後発の経済開発を行うなかで実現するという条件に着目することによって、取り上げるべき社会・経済関係を選択する必要がある⁽¹⁾。

以下では、本章の「開発と環境」という視点による環境政策形成過程の研究がどのような意味をもつのかを明らかにするため、まずこれまでの環境政策史研究を概観する。そして既存の研究の問題点と、本研究の既存の研究との違いを示したい。

第2節 環境政策史における歴史研究と政策研究

環境政策の形成過程の研究は、先進国についても、発展途上国についても、他の公共政策の研究と比較して、まだあまり行われていない。環境政策形成過程の研究は、環境政策史という新しい分野の一部分と位置づけることができる。現時点でもっとも包括的なサーベイ論文である喜多川 [2011] を参考に、環境政策史研究の現状と特徴を概観し、発展途上国の経済開発と環境政策形成過程についての研究を環境政策史研究のなかでどのように位置づけることができるかを考察してみる。

1. 欧米諸国における環境政策史研究

環境問題を歴史的な視点から分析、考察する分野としては、環境史 (environmental history) がある。環境史の研究者たちのなかで政策史への関心は高くはないが、いくつかの研究がみられる。一方で、政治史とは独立した政策史研究という分野のなかで、環境政策への関心をもつ研究者がいる。さらに、環境史、政策史、という既存の分野のなかでそれぞれ政策、環境への関心とは別に、環境問題研究の草分けともいえる、公害の社会科学的研究の研究者

たちのなかに、公害史、さらには政策史への関心があつた。

環境史は1970年代から研究分野として確立されており、そのおもな対象は環境の変化に対する人間の対応の変化、環境保護思想、環境保護運動などの歴史である。その基本的な立脚点は歴史学にあり、生態系と人間とのかかわりを中心に、地理学、人類学、考古学、地域研究などの分野との学際的な研究を指向している。また、環境史の一部として、経済史からの環境問題へのアプローチである環境経済史とよばれる研究もある。欧米において持続的経済成長がいかにして始まったかを環境という側面を取り入れながら考察する研究がその代表的なものであるが、ほかにも歴史人口学と経済発展論を接合させた Boserup [1965] や、貧困と経済発展を生態学的な視点から考察した Wilkinson [1973] のように、経済開発論との関連が深い研究もある。しかし、環境史も環境経済史も、多くの研究者は歴史学に基盤をおき、その関心は数百年にわたる長期の変動を対象とする場合が多く、先進国でも数十年の歴史しかもたない環境政策がその対象となることは少なかった。また、政策史研究とは異なり、特定の政策を対象とすることは少なく、政策の形成過程への関心は薄かった。

日本では政策史研究は政治史、あるいは行政学のなかで行われている研究が多いが、アメリカでは政策に関心をもつ歴史家が一種の学際研究としてポリシー・ヒストリー (policy history) という分野を作り上げている。福祉政策の比較研究で知られるピアソン (Paul Pierson) は、社会科学研究において「時間」を取り入れることと、制度発展を対象とすることの重要性を主張した (Pierson [2004])。また、Pierson [2004] はいくつかの事例を詳細に調べあげて、深く掘り下げて検討する、定性的研究を方法論として精緻化するという方向性を示しており、われわれの研究にも参考になる。しかし、ポリシー・ヒストリーの分野のなかでは、Kraft [2000] のようなアメリカの環境政策を取り上げた研究も存在するが、政策として新しい分野である環境政策に対する関心は高くない。

2. 日本における環境政策史研究

欧米の研究として紹介した環境史のなかでの政策研究も、ポリシー・ヒストリー研究も、日本ではあまり行われていない。まず、類似する分野として、政治史、法制史の分野で環境政策、環境法がどのように取り上げられているかを検討する。日本の政治史における政策史研究でも、環境政策を対象とした研究は多くないが、いくつかの重要な先行研究もみられる。畠山・新川[1984]は、日本の環境アセスメント法制定をめざした政治的動きのその時点までの挫折の積み重ねを詳細に分析した先駆的な研究である。平野[2003]も、第2次世界大戦後初期の水質汚濁防止法制定の挫折を、一次資料を用いて詳細に描き出している。政治史では、環境政策と関連する分野として、御厨[1996]という水資源開発に関する重要な研究もみられる。ただし、多くの政治史研究の関心の中心は政策の内容よりも政策の決定過程にあり、政策内容の変化とその決定過程との関連づけには必ずしも重点がおかれていない²⁾。

一方で、法律学のなかの法制史は、政策一般ではなく、法律・条例や判例という形で具体化された制度にその対象が絞られるが、政策の内容に対する特定の方向からの関心に基づく研究といえる。しかし、日本の法制史では、環境法に関する研究はほとんどみられない。環境法に関するほとんどの教科書で、日本の環境法の制定史が言及されるが、個々の法律について詳細に調べ上げた研究はほとんど見当たらない。また、法律学には法実務を重視する傾向がみられ、法制定という成果に至らなかった時期の政治的、社会的動きや省庁間の交渉過程に対する関心が低いようにみえる。

つづいて、日本における環境問題研究、とくにその初期の公害問題研究のなかで、歴史的経緯に対する関心が強く示されていたことを取り上げたい。公害問題研究のなかの公害史、さらには政策史への重要な研究がいくつかみられた。

近年の日本の環境政策研究では、そのような歴史的経緯に関心を示した研

究は非常に少なくなっている。たとえば、環境経済学における政策研究では、温室効果ガス排出削減やリサイクル推進のための経済的手段、環境価値の経済的評価、有害物質のリスク評価といった現在進行形の問題に対する政策手段の分析が主流になっている。環境社会学研究では、歴史的経緯を取り上げた研究もみられるが、政策の形成、執行過程への関心があまり強くなく、政策論は環境保護運動との関連性や政策過程への市民参加の問題などに集中している。環境法研究においては、上述のように、教科書では日本の環境法の制定史には言及されるが、個別の環境法を取り上げてその制定史を詳細に検討した研究はほとんどみられない。

初期の公害史研究がもっていた歴史への関心はどのようなものであっただろうか。公害研究、環境研究は1960年代後半以前にさかのぼることは難しく、比較的新しい分野であり、その研究史を体系的に論じた研究はまだあまりみられない。喜多川 [2011] では、経済学者、都留重人と宮本憲一の研究を、初期の環境政策史研究の代表的なものとして取り上げている。代表的な研究として、それぞれ都留 [1972]、宮本 [1989]などを挙げるができる。いずれもマルクス主義経済学の強い影響を受け、当時の産業公害の現場での問題に対峙しながら、被害者の立場に立って迅速な問題解決に資するような研究がめざされた。彼らの関心は通常の歴史研究とは異なり、公害問題の解決のためには、どのような社会体制が望ましいかを考察するために、対策が遅れたことの原因の解明を、その歴史的経緯の分析に求めた。喜多川 [2011] は、彼らのアプローチの重要性を認めながらも、環境問題、環境政策の実態に対する認識が当時とは大きく異なっていることに注意する必要を喚起する。都留と宮本が公害問題と対峙していた時期、とくに1960年代末から1970年代には、問題の構造は巨大企業対多数の個人の被害者といった二項対立的にとらえることが可能であったが、アクターが増え、その利害関心も多様化したため、個別具体的な政策形成過程を単純な図式にあてはめてとらえることは困難になってきていることを指摘する。喜多川 [2011] は、都留、宮本以外では、公害史の研究も公害被害者の視点からの歴史研究として取り上げてい

る。菅井益郎の足尾鉍毒事件研究は経済史、鉍山史としても重要であろう(菅井[1979]など)。さらに、環境社会学の飯島伸子も、被害加害構造に着目した環境問題の社会的把握を提唱している。飯島の研究の出発点は被害者の立場に立つ公害史、といったものでもあった(飯島編[1977])⁽³⁾。

ほかに重要な日本の環境政策史研究としては、宇井純による公害原論の試みと、それに関連すると考えられる、内水護・村尾行一による公害対策史を取り上げたい(内村・村尾[1971])。宇井は、化学工学を専門とする技術者として、初期の水俣病問題の解明に深くかかわり、1972年の国連人間環境会議の場などで日本の産業公害問題を世界に紹介した。さらに、東京大学工学部の教室で1971年から十数年にわたって行われた自主講座運動の中心となり、公開自主講座「公害原論」を組織し、初期にはその多くで自ら講義した。「公害原論」という名称は、マルクス経済学の原理論、経済原論を意識したものと考えられるが、その名に反して、宇井は体系的な原理論を提示しようとはしなかった。主著である宇井純[1988](原著は1971年)は公開自主講座「公害原論」の講義録であり、日本を中心とした多くの産業公害の事例を断片的に紹介したものである。取り上げられている事件は水質汚濁に関するものが多く、宇井自身の関心は、水処理技術に立脚し、当時の新左翼系の技術者運動のなかで形成されつつあった技術史、技術論の影響を受けながら、水質汚濁とその対策の歴史的な変遷を描いた通史、政策史を指向した研究にあったと考えられる。

宇井は、公開自主講座「公害原論」などを通じて、公害問題が古くから認識されており、多くの先駆者たちによりさまざまな対策の試みが行われてきたことを明らかにした。過去にさまざまな取り組みが存在したにもかかわらず、高度経済成長期に産業公害がなぜ拡大し続けたのか。なぜ過去の先駆的な公害対策が忘れ去られ、失敗が繰り返されたのか。どのようにして不十分な対策しかとられず、被害が拡大したのか。宇井は一貫して問い続けている。それぞれの事件と日本全体の状況について、社会経済史的に明らかにしようという姿勢がみられる⁽⁴⁾。そうした政策史研究の試みは、こちらも体系的な

議論ではなく、やはり一般向けの講義録に基づくものであるが、のちの宇井純 [1996] にもみることができる。

宇井の「公害原論」と同時代に、当時の新左翼運動や技術史、技術論研究の影響を受けていた政策史研究として、内水護と村尾行一による公害政策史があった(内水・村尾 [1971])。内水と村尾の研究は、当時の多くの公害史研究とは異なり、足尾鉍毒事件と四大公害事件(水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市喘息)以外の産業公害も取り上げている。さらに1958年の水質二法(水質保全法と工場排水規制法)、1962年のばい煙規制法という初期の公害対策法の成立過程も調べ、分析を試みており、日本の環境政策史の先駆的な研究と位置づけることができる。

都留、宮本の問題意識を受け継ぐ研究者は、1972年に彼らによって創刊された雑誌『公害研究』(1992年に『環境と公害』に改題)などで活動する研究者を中心に、その数は少なくなく、政策史に関心をもつ研究者もいる。しかし、宇井の研究を政策史として位置づけて、産業公害、水質汚濁対策の政策史、社会史として発展させようという研究はまだみられない。2006年に宇井が死去し、翌年に大規模な追悼シンポジウムが東京大学で開催され、多くの環境問題研究者が発言したが、一部の例外を除き、宇井の研究や運動に対する姿勢に関心を示すのみであり、その研究内容自体を再評価するものはあまりみられなかった^[5]。内水・村尾 [1971] の公害政策史研究はほとんど忘れ去られている。

第3節 先進国と発展途上国の環境政策形成過程

日本の環境政策に関する歴史的な視点からの研究の問題点をいくつか指摘したい。日本研究を事例とした「開発と環境」という視点からの環境政策形成過程の研究は、環境政策の先進国と考えられる日本でもまだ十分に行われていないことを示す。そして、先進諸国の環境政策形成過程の研究が発展途

上国の分析のための参照枠組みとして重要であるだけでなく、先進諸国の環境政策のあり方を再検討する意味でも重要であることを示したい。

環境問題、産業公害の歴史研究自体が少なく、対象に大幅な偏りがある。いわゆる四大公害、なかでも熊本の水俣病に関心が集中することは、被害の深刻さ、その長期間にわたる継続性からみて当然のことではあるが、四大公害以外では日本の公害問題の原点といえる足尾鉍毒事件までさかのぼり、これら以外の事件、出来事がおもな研究対象とされることはまれである。政策については、考察の対象として取り上げられるのは、ほとんどが1970年代初め以降のものである（政治学による日本の環境政策史では、たとえば賀来 [2001]）。法律についても、1970年のいわゆる公害国会以前に成立したものでは、1967年の公害対策基本法以外はあまり関心がもたれていない。有効な規制を実現できず、重要な判例を残さず、法規範として不十分だった「できの悪い」法律に対して、法学者の多くは、ほとんど関心を示さなかった。

1971年の環境庁設置以前に環境政策、産業公害対策が日本に存在しなかったわけではないし、1970年の公害国会以前の日本には環境法が不在だったということはない。1970年以前を環境政策の研究が事実上の空白となっていることは、多くの研究者がその時期を環境政策の空白とみなしていることを反映している。このような見方は「開発と環境」という視点から日本の環境政策を検討するという立場からは、不十分と言わざるを得ない。

政策、法制度の発展という視点からは、1970年以前の動きにはみるべきものはないかもしれない。しかし、日本で最初の環境法である水質二法はすでに1958年に制定されているし、地方自治体の公害対策条例は1949年の東京都公害防止条例にまでさかのぼることができる。それ以前も長年にわたって、水質保全の法規制や水産資源保護の試みが行われていた。大気汚染防止、廃棄物対策などの分野でも、法律、条例の制定や地方自治体の取り組みが行われてきた。また、1967年には中央でも公害対策基本法が制定されている。これらの取り組みは、産業公害をはじめとする深刻な環境問題の、1960年代を通じた高度経済成長による急速な拡大を防ぐことができなかつたのである。

「開発と環境」の視点からは、これらの試みがなぜ四大公害のような深刻な健康被害や生活環境の悪化、生態系の破壊をほとんど防ぐことができなかったのかは、きわめて重要な問題であり、解き明かされなければならない研究課題である。ここで、さまざまな問いが浮かび上がる。法律や条例は存在したけれど、機能しなかったのはなぜだろうか。法制度には問題はなかったが、その執行が十分ではなかったのであろうか。執行が不十分だったとしたら、その理由は何だったのか。法の執行のための行政組織が十分に整備されていなかったのであろうか。あるいは、法制度そのものが不十分なものだったのだろうか。法制度が不十分だったとすれば、なぜそのような不十分な法制度がつくられたのであろうか。これらの問いに対して、これまでの環境政策研究は十分に答えていないし、ほとんど問いかけてさえいない。

先進国で成功した事例を発展途上国に移転することは必ずしも容易ではない。むしろ、失敗した事例や、政策形成過程でどのような困難に直面したかなどが、参考になるのではないか。先進国でまだ法律がない状態や、実効性が十分でなかった時代に、なぜ法律ができなかったか、なぜ実効性が十分でなかったかが問われるべきであり、「開発と環境」という視点から発展途上国への参考になるのではないか。

多くの発展途上国での環境政策の問題点として、法令は比較的早い段階で整備されているがその執行が十分に行われず、違法な環境破壊、汚染排出が野放しにされていることが指摘されてきた。法令の制定は先進国ですでに導入されたものを参考に比較的短期間で行うことが可能であり、実際に多くの発展途上国で、経済発展の早い段階で体系的な環境法が制定されている。極端な場合、先進国の条文をほとんどそのままコピーして導入することも可能であり、実際にそのような事例もあるといわれる。その執行が十分にもなわれないことの原因としては、予算や人員の不足による行政の能力、とくに地方政府における執行能力の不足、汚職の蔓延を背景とした恣意的な執行、経済開発を優先する政府の姿勢、規制を受ける民間企業の意識が低いことなどが挙げられている。法令は整備されているが、執行がとまなわれないという批

現である。一方で、むしろ法令とそれに基づく執行の制度が十分に整備されていないという、法制度の内部の問題としてとらえるべきである、との主張もある⁽⁶⁾。後者の立場に立てば、法制度の形成過程と執行との関連を動的にとらえることが可能になる。また、実際の発展途上国の法制度自体に、内在的な問題が存在しないと考えることは難しい。社会の実態に即した執行の仕組みを、細則の形で明示することなど、実効性を確保するために最低限必要な条件が満たされていない場合が多い。いずれの立場でも、多くの発展途上国では経済発展の早い段階で環境法が制定されており、その執行の不足が問題とされている。

発展途上国では、その後発性により、先進国の法制度の導入が容易であることは事実であるが、その効果的な執行は容易ではない。一方、先進国では、現在の多くの発展途上国において法の執行の過程に現れている諸問題を、法制度が形成されていく過程で、発展途上国とは異なる形で直面し、長い年月をかけて克服してきた。発展途上国における執行の困難とは、その後発性という条件によって、法制度の形成過程の問題が歪められて現れているものと考えることができる。先進国における制度の形成過程での問題点を整理し、その構造的な要因を分析し、比較の対象とすることが、発展途上国でその後発性によって歪められた形で現れている制度の諸問題を整理し直し、体系的に理解するための方向性のひとつと考えられる。

東アジアのなかでも産業化にいち早く成功した日本で発生した産業公害とそれへの対策を分析し、その東アジアをはじめとする発展途上国に対する「参照枠組み」とする可能性については、すでにいくつかの先行研究で検討されてきた。環境政策、産業公害対策における「日本の経験」が発展途上国の経済開発と環境政策に対してどのようなインプリケーションをもち得るのかは、寺尾 [1994, 2003]、寺尾・大塚編 [2002]、国際協力機構鉦工業開発調査部 [2004] など論じられている。本書では、環境政策の個別の分野について、上述のような問題意識からの詳細な実証分析を、日本については行うことはできなかった⁽⁷⁾。日本について的一般論、全般的な議論については、

上記の研究などを参照されたい。本書では、発展途上国の環境政策に対する参照事例のための先進国としてアメリカとドイツを取り上げ、その環境政策、環境行政制度の形成過程の歴史的経緯を分析した。欧米の先進諸国の環境政策についても、上述の研究サーベイに示されているように、まだ研究の蓄積は少ない。とくに、環境政策が本格的に形成される以前の時期について、個別の政策を取り上げた詳細な実証研究は現地においてもまだあまり行われていない。発展途上国の政策形成に対して示唆を導くための比較の材料としては、先進諸国の環境政策形成過程についても、従来の研究をそのまま引用するだけでは不十分であることは、これまでの議論から明らかであろう。本書で取り上げているアメリカ、ドイツの研究は、発展途上国に対する参照事例という意味だけではなく、独立した環境政策史研究としても重要な意味をもつことは言うまでもない。それぞれに事例として取り上げた環境政策、制度の源流をたどること、また困難のなかからさまざまな利害関係の偶然によって現在の政策が形成されていることなどが示されている。従来からの多くの国際比較研究にみられるように、環境政策の発達という視点から成功例として取り上げ、その要因をアドホックに列挙しているだけではない。各章の具体的な概要については、他の章とあわせて最後に紹介したい。

第4節 「開発と環境」の政策形成過程研究に向けて

喜多川〔2011〕は環境政策史の意義として、①環境政策の来歴の詳細な解明により、その性格を規定し得る政策の成立・展開過程の実態を明らかにし、実証分析から望ましい政策の成立・展開過程を構想し得ること、②産業社会に対する批判への対応という消極的な問題処理型の政策だった環境政策は、市場創造型の政策へと変貌しつつあり、その転換期を解明し得ること、③環境政策に関連するさまざまな分野における環境諸学の架橋となり得ること、などを挙げている。さらに、環境政策史研究の提唱を、従来の政治史、立法

史などの歴史研究、および環境政策研究の片隅での環境政策史にとどまらない、多様な分野からの研究者の参入をうながすための一種のマニフェストとしても位置づけている。

また、喜多川 [2011] は、Pierson [2005] の「スナップショットから動画的視点への転換」という議論を紹介している。Pierson [2005] によれば、これまでの政策史研究はある政策の導入時期とその前後の短い期間のみを考察対象とし、政策の導入要因を列挙する傾向がある。しかし、そのようなスナップショット的な視点では目前の変化のみに焦点を合わせてしまいがちであり、より構造的な要因を認めることができないとし、歴史的な背景を探る動画的な視点の必要性を強調している。

喜多川 [2011] が示した、環境政策史という新たな研究分野、研究のアプローチ、あるいは研究の戦略には、「開発と環境」という視点からの環境政策史研究への構想とも重なる部分がある。「開発と環境」とは経済開発論、開発経済学のなかで資源・環境にかかわる諸問題、政策を考察することととらえるならば、「開発と環境」には本来的に歴史的視点と比較の視点が内在されている。経済開発論、開発経済学は、経済学、社会科学のなかで特定の部門、研究対象別に構成された研究分野ではなく、部門、対象を横断的にとらえ、歴史的視点と比較の視点から分析する研究分野だからである。応用経済学、とくに実証研究を目的とする分野では、農業経済学、金融論、労働経済学などのように、それぞれの対象とする市場経済のセクターを分析するものが多い。一方、市場経済の発達過程そのものを対象とするという意味で、開発経済学はセクター別の分野とは異なった位置を占めている。経済学のなかで開発経済学と類似する位置にある分野としては、経済史、比較経済体制論がある。そのため、開発経済学の内部で、農業、金融、労働などのセクター別の経済分析が行われる。しかし「資源・環境」は、ひとつのセクターとして定義されて容易に開発経済学のなかに取り入れ得るものではなかった。環境経済学についても、ミクロ経済理論の応用である公共経済学の一分野であるという立場と、経済学全体を書き換えるような経済分析の枠組みそのも

のの転換としてとらえる立場がある（寺尾 [2002: 10-12]）。

以上のように、「開発」にかかわる政策も「環境」にかかわる政策も、歴史的視点からの政策形成過程の分析が必要とされているといえる。Pierson [2005] のいう「スナップショット」的な政策研究の限界は、開発政策や他の公共政策、社会政策の影響を受けながら発達してきた後発の政策である環境政策においてはより重大なものであり、また「動画」という視点は対象地域の後発性を重視する開発研究には内在しているものでもある。

最後に、「開発と環境」にかかわる環境政策形成過程の研究と、環境政策史に関連する既存の諸研究との違いを、もう少し考察してみたい。「開発と環境」にかかわる環境政策形成過程の研究は、歴史研究ではなく環境政策研究から出発するが、日本の環境政策研究に大きな影響力を持ち続けてきた都留 宮本の政治経済学的環境政策論のように環境政策の原理論、体制論をめざすものではない。また、環境保護運動と環境政策との関係に特別に焦点を当てることを方法論とするものではない。個別の政策形成過程を詳細に分析し、それぞれの事例の固有性を尊重するという姿勢は、ポリシー・ヒストリーとの類似する立場に立つ（Pierson [2004, 2005]）。これらの基本的な立場、出発点は喜多川 [2011] と同様のものである。

われわれは、政治史の政策形成過程研究と同様に、アクター間の利害関心の調整と相互作用に注目するが、政策決定、意思決定の過程だけではなく、政策の内容との政策形成との関連に注目する点は政治史とは力点のおき方が異なる。政策の内容に強く関心をもつという意味で、政策研究に属するものである。また、アクターの役割や利害関心を固定的なものとは考えず、産業界や経済開発担当政府機関は環境政策の抵抗勢力であるとか、予断をもって役割を判断せず、多様な利害関係をもった等価な主体として分析対象とする。歴史研究のなかでは、現代史や政策をあまり研究対象としない環境史よりも、むしろ経済史、そのなかの政策史である産業政策史の先行研究が参考になる。

ここまで述べてきたような、後発の公共政策としての環境政策、後発工業国における環境政策のもつ「二重の後発性」の問題は、Pierson [2004] に

よる社会過程の時間的次元の議論とも対応させることができる。Pierson [2004] は、一般的な命題を追求する合理的選択論を批判しながらも、その分析道具は時間的過程の考察にも必要不可欠であるとし、経路依存性（正のフィードバックによる自己強化過程）、事象の順序（タイミング）と配列、長期間の分析を要する「緩慢に推移する」過程、制度の起源と発展、という4つの論点を、合理的な諸個人の戦略的相互作用に焦点を当てる経済理論を用いて、時間的過程の考察に取り入れようとしている。それらの議論を概観すると、以下ようになる。

政治現象や政策形成過程には市場経済のような調整過程がないために経路依存性が強く、事象の発生する順序や配列が重要となる。初期の些細な事象が大きな影響を与えている可能性が高く、また政策形成のような緩慢に推移する過程では、短期的な切り口で事象をとらえようとする、重要な要因を見落とすことになる。制度の形成過程は、ある主体の合理的な意思決定によって計画されるものと考えより、多様で複雑な相互作用の構造的な影響によって制度自体が変化、発展していくものとしてとらえるべきである、といった考え方である。

後発性の問題は、経路依存性もたらすタイミングと配列としてとらえることができる。環境政策の形成過程を分析する際に開発政策や産業政策など他の政策との関連性に注目する必要性は、それらの政策が環境政策と関連する領域で環境政策よりも前に確立されており、その形成過程に影響を与えるからである（経路依存性とタイミング）。また環境政策形成過程が「緩慢に推移する」過程である場合が多いため、アクターの役割や利害を必ずしも固定的なものと考えることができなくなり、また関係が薄いようにみえる領域での過去の意思決定が予期せぬ形で影響を与える場合がある。

Pierson [2004] は、社会科学を人間の行動の普遍的な法則として定式化し、理論仮説を限られた時間軸（スナップショット）のなかで検証する研究の限界を指摘し、普遍法則よりも人間の行為と相互作用に関する小規模・中規模の「メカニズム」の特定の重要性を指摘している。一方で、Pierson [2004]

は、歴史的制度論などの歴史研究がある時点の特定の制度の固定的な特徴に議論を集中させ、議論の一般化に対して懐疑的であることを妥当としながらも、社会科学として少なくとも限定的な一般化（特定の時間、空間以外にもつなげることができる議論）への関心をもつことの必要性を認め、時間的次元を備えたメカニズムを浮き彫りにさせることで、両者の隔たりを埋めることが可能であると主張している。本書も、各章がピアソンのいう時間的次元を備えたメカニズムを浮き彫りにさせることに相当する作業を行っていると考えることができる。

喜多川 [2011] による、多様な分野からの研究者の参入をうながすための一種のマニフェストとしての環境政策史という主張に対しては、本章のこれまでの議論は経済開発研究、開発経済学の立場からそれに賛同したものであると解釈することもできる。「開発と環境」という分野は、環境問題研究、環境政策研究という以上に、経済開発研究の一部と考えられる。経済開発研究のなかに、資源・環境にかかわる諸問題と政策を位置づけるためにも、政策史的研究と比較の視点が重要である。

第5節 本書の構成と論点

以下、各章の内容を要約する。本書の個々の論文はそれぞれの各論であり、それぞれの論点に集中して論じているが、全体としては以上に述べたような問題意識に基づくものである。

第1章「国務院環境保護委員会の組織と活動——中国における環境行政の総合調整の発展をめぐる——」では、中国で1984年に環境政策に関する部門間調整機関として設置され、1998年に廃止された国務院環境保護委員会の組織と政策活動を検討し、中国の環境政策をめぐる行政部門間の総合調整過程を明らかにすることを試みている。中国では1970年代以来、政府による環境問題への取り組みにあたって、環境行政機構の整備と改革が進められてき

た。しかしながら、環境行政機構の発展のみによって環境問題が解決されるわけではないことは、中国の現状のみならず、日本を含めた先進諸国の歴史からみても明らかである。行政レベルに限ってみても、部門間の総合調整や政策間の調整・統合が必要とされる。しかし、中国の環境政策をめぐる行政部門間の総合調整過程を系統的に明らかにするような研究はまだなく、基礎的な資料の整理にも欠いているのが現状である。この章では、1984年に国の環境政策に関する部門間調整機関として設置され、1998年に廃止された国務院環境保護委員会の組織と政策活動に注目して検討した。国務院環境保護委員会は、環境保護局を中心としながら、第1期から第2期委員会にわたって、組織構成員を拡大して、より多くの関係部門を取り入れ、国の環境政策や具体的な環境政策措置に関する審議・発布、各地方・部門の取り組みのヒアリングから、環境外交方針の審議、地方レベルの環境政策実施に対する指導へとその活動範囲を拡大してきた。そして第3期では上から下への監督検査活動に大きな役割を果たし、第4回全国環境保護会議を経て、その後の環境政策の方針を示した新たな国務院の決定が発布されるに至った。他方で、第1期から第2期において積極的に評価されていた環境行政の総合調整としての委員会の役割は、他のハイレベルの中央関係機関の成立とともに、その比重を現場での重大問題の解決に移していった。そうしたなか、第4回全国環境保護会議で環境と経済の「総合決策」が提唱され、国家環境保護総局の成立からその後の環境保護部の成立につながる新たな「指導的思想」となったと考えられる。

第2章「2000年代タイの産業公害と環境行政——ラヨン県マッタープット公害訴訟の分析——」では、2000年代のタイの代表的な公害訴訟としてマッタープット工業団地の大気汚染公害の問題を取り上げ、事例分析を通して現在のタイ環境行政制度の問題点を考察している。複線型で機能が分節化されたタイの環境行政制度は、先行して成立した行政組織の既得権が大きく、関連した分野を担当する局間の協力関係が成立しにくいことを最大の問題としている。さらに、タイ政府自体もグローバル化する資本の誘致を優先

し、企業に対する十分な統治能力を発揮できていない。こうした現状のもと、経済発展と環境の調和を考慮した環境政策への転換が遅れている。マースタープット工業団地の事例では、中央の公害管理局が直接に運営する公害管理を行いながら、いまだにいくつかの重要な大気汚染物質のコントロールに成功できないでいる。その背景には、工業団地公社の既得権を脅かさないために公害管理局が工業団地内の工場に立入検査をしたり、汚染の原因解明をしたりできない環境行政組織の問題が横たわっている。この章では、中進国化するタイにおいて、経済発展と環境保護を両立するには、環境行政組織の根深い制度的問題の解決が課題として問われていることを指摘している。

第3章「台湾における環境影響評価制度の形成とその運用の政治問題化」では、台湾の環境影響評価制度の形成過程とその運用の最近の政治問題化を取り上げている。台湾においては、環境政策の進展のためには、政治的自由化と民主化が不可欠であった。行政院環境保護署の設立以後は、個別の汚染規制だけではなく、より包括的な環境管理政策も打ち出されるようになった。環境影響評価制度に代表されるような、新たな開発による環境破壊を予防すると同時に、開発計画予定地周辺の地域や環境保護運動団体など市民の意見を開発計画に反映し、必要な情報を公開しながら広範な議論に基づき多様な利害を調整する仕組みが、環境政策、開発政策のなかに採り入れられつつある。このように、台湾の環境政策の形成は、市民の意見を採り入れながら経済開発政策にかかわる利害を調整する制度が公共行政の一部として定着する過程として、一貫して描き出すことができる。この章では、民主化以後の環境政策のなかで、とくに環境影響評価制度の形成とその運営の政治問題化の過程をみることによって、以上のような調整過程の形成とその背景を示した。

第4章「ドイツ容器包装廃棄物政策に関する環境政策史的考察」では、ドイツの容器包装廃棄物政策の形成過程について取り上げ、先進的とされる環境政策がどのような経緯で導入されたかを明らかにしている。1990年代以降のドイツは、「環境先進国」と評されることが多い。しかし、少なくとも1980年代前半までのドイツが環境先進国とみなされることはほとんどなかっ

た。当時の環境先進国は、アメリカ、スウェーデンなどであったとされる。そうであるとすれば、ドイツはいつ、どのようにして環境先進国へと転換したのであろうか。ドイツを環境先進国に浮上させたのは、1990年代の気候変動政策、1998年以降の再生エネルギー政策とならんで、1991年に中心的な法令が制定された容器包装廃棄物政策である。したがって、容器包装廃棄物政策は、ドイツが1980年代に環境先進国に転換していく過程をみる格好の素材といえる。そこで、この章では環境先進国への転換期にあったドイツの環境政策の展開を、容器包装廃棄物政策に注目して環境政策史の立場から探った。そして、環境保護運動の進化や環境政策コミュニティの存在だけではなく、さまざまな政治的・経済的要因に基づいて形成された同国の容器包装廃棄物政策の展開過程を、未公開史料も用いつつ解明した。

第5章「ニューディール環境行政組織改革前史——保全の複線化と省庁の対立——」では、アメリカの1900年前後から1920年代の保全概念の複線化と、環境行政組織改革の道筋を取り上げている。アメリカ連邦政府では、通常和省庁レベルだけではなく、トップレベル（広義のホワイトハウスのレベル）にも環境行政機関をおいている。2つの機関の連携によって、環境をめぐる省庁間紛争の処理や政策調整を効果的に行うのがねらいである。かかる仕組みの原初的なアイデアが初めて示されたのが、ニューディール期に敢行された環境（その当時は「保全」）行政組織改革であった。この組織改革の背景はこれまで深く掘り下げられてこなかったが、近年、1920年代の政策動向に関する史的考察がさまざまな学問領域で進み、新たな知見が提供されている。それらによれば、この時代には、1900年前後に台頭した、旧来的な「保全」の中身が、水や森林などの自然資源の経済開発を超えて、野外レクリエーションの確保や都市・農村間の格差解消にまで拡大していたという。そこで、この章では、法学、政治学、農業経済学、都市計画学などのような異なる学問領域で蓄積された知見を横断的に整理し、1900年前後の保全と1920年代の新たな保全が連鎖しつつも、その中身が複線化（multi-tracked）していた経緯を描き出した。そして、かかる保全の複線化に対応して、保全にか

かわる省庁間の関係が協調的なものから対立的なものへと変化していった状況をもあわせて捕捉していった。保全の複線化と省庁の対立がニューディール環境（保全）行政組織改革へと至った道筋を明確に示すことで、権限の統合・調整のあり方という観点から、同改革本体とその後のアメリカ環境（保全）行政組織の形成過程を連続的に考察する作業に着手し得ることを示した。

本書の各章では、それぞれ環境政策のなかでも異なった領域を対象としており、厳密な意味での国際比較を直接にめざした共同研究ではない。しかし、以上の5つのケーススタディを通じて、先進国と後発工業国が共通して経験してきた経済開発と環境保全の間の相互作用をある程度浮かび上がらせることができる。以下、各章での分析を先取りしつつ、各章の議論を対比させることによってどのような方向からそれぞれの議論を深めることが可能であると考えられるか、簡単に考察してみたい。Pierson [2004] がいう時間的次元を備えたメカニズムを浮き彫りにさせるという作業も、現実にはなかなか容易なものではない。それぞれの論点を深める作業は、今後の課題としたい。

後発の公共政策としての環境政策という条件は、先進国であるドイツ、アメリカでも、後発工業国である中国、台湾、タイでも共通してその発展過程に影響を与えていることがわかる。

第5章で取り上げたアメリカの事例は、後発の政策領域で行政組織を構築することの困難を、新たな政策理念の形成により克服していく過程が、古くから存在したことを示している。一方、第1章の中国では、中央政府の環境政策に関する部門間調整機関として設置された国务院環境保護委員会の組織と政策活動を取り上げ、行政部門間の総合調整過程を担う行政組織として確立されることなく廃止され、環境政策を独立した政策領域とする国家環境保護総局が設立されるまでの政策過程を分析する。第5章の対象とした1920年代に困難を克服して以降、アメリカでは環境政策にかかわる行政部門間の総合調整を担う環境諮問委員会が、環境保護庁（Environmental Protection Agency: EPA）とは別に設置されている（及川 [2003]）。アメリカと中国との、環

境政策形成の時期や政治経済的状况、制度の違いが、総合調整に対する姿勢の違いにどのように反映されているのか、さらなる考察が必要である。

第4章で取り上げたドイツの包装容器廃棄物政策の事例では、EU内で環境産業の先駆者として主導的な地位を得ようという国際的な条件が重要であった。既存の産業の利害関係が、EUのなかでの国際的な条件において、政策を推進する要因となった。このように産業界や大企業の環境とは直接には関係ない利害が環境政策を推進する要因となる事例は、日本の環境政策形成過程（硫黄酸化物排出削減対策）においてもみられた（寺尾 [1994]）。ドイツの事例は、国際経済環境に大きな影響を受ける発展途上国での環境産業育成政策と環境政策のあり方に示唆を与え得るものである。ただし、本書の第2章のタイの事例では、産業界の環境政策に関する利害関心はより単純であり、開発への強い志向が現れている。第3章の台湾の事例では、政策形成過程への産業界の関与はみられなかったが、開発への強い志向は現れている。それらの違いは取り上げた事例の特性も反映したものでもあるが、後発性の条件を反映している可能性も検討される必要がある。第2章のタイと第3章の台湾の研究からは、それぞれの環境政策の諸側面におけるさまざまな類似点を見ることができる。いずれも、それぞれの経済開発政策、開発過程のなかに、環境政策がどのように反映されていったかを、大規模な工業区の開発を事例に取り上げて考察している。環境保護運動団体の関与、司法の役割の拡大といった状況が同様に観察される。とくに重要な点は、司法による開発停止の命令を行政府が無視して開発を継続させるという、異常な状態がいずれの大規模工業区開発でもみられることである。司法の役割の拡大は他の地域でもみられるが、行政府による司法判断の無視は法治国家としては異常な事態である。開発、民主化、環境政策形成の過程で、このような異常な事態がなぜ発生し、どのような意味をもつのか、両国の事例を対比させながら分析することが可能かもしれない。しかし、本書ではそうした分析のための十分な準備ができていない。今後の課題としたい。

以上、簡単にそれぞれの事例研究を対比させ、Pierson [2004] がいう時

間的次元を備えたメカニズムを、環境政策形成過程について浮き彫りにさせる可能性を検討した。その本格的な作業のためには、今後より多くの事例研究を積み上げる必要がある。いずれも、今後の課題としたい。

[注] _____

- (1) 寺尾 [1994, 2002, 2003] でも、以上のような視点から環境政策を論じている。
- (2) 御厨 [1996] と関連する日本の資源開発、資源政策の分野では、「資源」という視点から開発論を再構成する「資源論」の試みが行われている。詳しくは佐藤 [2011] を参照されたい。寺尾 [2012] でも資源論の意義について論じている。
- (3) 飯島らによる初期の公害史研究では、産業公害による健康被害を労働災害、職業病問題の延長、それらが工場の外に及んだものにとらえている。
- (4) 宇井純 [1995] は、自主講座「公害原論」の開講を準備していた1970年頃を回顧して、当時多数発表された公害問題に関する論文のなかで、読むに値するものは少なかったが、それらには共通する2つの要素が必ず含まれていたと指摘している。それらは「問題の歴史的展開にふれていたか否か」と「ここまで公害を激化させてしまったことへの反省があったか否か」であり、「ほとんどこの2つがあるか否かで読む値打ちがあるかどうかが決まってしまうほど決定的な条件であった」と、宇井は述べている。これらは、明らかに宇井自身が自主講座「公害原論」で重視し、めざしたものであった。前者については説明不要であるが、後者についてはその時代背景を考慮し、今日的な視点から再解釈する必要がある。過去の産業公害問題に対して今日の私たちはどのように「反省」することが可能であろうか。産業公害を社会問題として告発することが重要であり、政治的な困難をともなった当時は、その同時代に生きた当事者としての「反省」が必要であった。今日においてもその姿勢は重要であるが、先に述べたように、可能であったはずの対策が「なぜ」「いかにして」とられないまま放置されたのかという問いかけが込められている、と解釈することができる。この問いかけを行うためには、前者の歴史的視点が不可欠である。このような宇井の問いかけを、環境問題・政策を対象とする社会科学的研究は適切に継承できているであろうか。2011年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により環境問題・政策研究があらためて「反省」を迫られている今日、宇井の問いかけは再び同時代のものとしてよみがえっている。
- (5) 2007年6月23日に東京大学の安田講堂で行われた追悼シンポジウム「自主

講座『宇井純を学ぶ』の予定稿の多くは、宇井紀子編 [2008] に収録されている。同書に収録された宮内泰介「フィールドワーク・歴史・適正技術」(165～168ページ)は、宇井の歴史的視点に注目している。宮内は追悼シンポジウムの壇上からも歴史的視点の重要性を指摘したが、他の参加者からの反響はとくになかった。「公害原論」の再評価については、寺尾 [2012] でも論じている。

- (6) 前者については多数の研究が指摘している。片岡 [1997] はそれらの主張に反論し、法に内在する問題の存在を指摘している。
- (7) 環境政策、産業公害対策における「日本の経験」など、先進国の環境政策の発展途上国に対するインプリケーションを考察する際に、具体的にどのような事例、政策手法がどの国で有効なのかを示すべきだという主張が多くみられる。そのような社会工学的なアプローチの重要性も否定しないが、特定の政策手段の有効性は、それを生み出したさまざまな社会経済的条件に依存する場合が多く、異なる地域への直接的な移転は必ずしも有効ではない。社会経済的な文脈に依存せず、直接的な移転が容易な政策手段だけを対象とする研究も可能であろう。われわれの共同研究では、これまでのものを含めて、直接的に移転可能な政策だけを探すのではなく、政策的対応を含むさまざまな問題解決のための社会的な対応を、その社会経済的な基盤や政策条件と同時に考察し、発展途上国での政策形成のための「参照枠組み」とすることをめざしてきた。この点で、多くの社会工学的な研究とは異なる視点に立っている。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 飯島伸子編 [1977] 『公害・労災・職業病年表』 公害対策技術同友会。
- 宇井純 [1988] 『公害原論 合本』 亜紀書房 (原著はⅠ巻, Ⅱ巻, Ⅲ巻ともに1971年に亜紀書房から出版)。
- [1995] 「環境社会学に期待するもの」(『環境社会学研究』第1号 98-99ページ)。
- [1996] 『日本の水はよみがえるか』 日本放送出版協会。
- 宇井紀子編 [2008] 『ある公害・環境学者の足取り——追悼 宇井純に学ぶ——』 亜紀書房。
- 内水護・村尾行一 [1971] 『加害者としての国家——公害政策史——』 亜紀書房。
- 及川敬貴 [2003] 『アメリカ環境政策の形成過程——大統領環境諮問委員会の機能

——』北海道大学図書刊行会。

賀来健輔 [2001]「日本の環境政策と政策形成過程」(長谷川公一編『環境運動と政策のダイナミズム』講座環境社会学第4巻 有斐閣 237-269ページ)。

片岡直樹 [1997]『中国環境汚染防治法の研究』成文堂。

喜多川進 [2011]「環境政策史研究の構想——源流・方法・意義——」ディスカッションペーパー No. 5 環境政策史研究会。

国際協力機構鉱工業開発調査部 [2004]『日本の産業公害対策経験——開発途上国と価格, 市場, クリーナープロダクションの観点から——』(株式会社エックス都市研究所委託) 国際協力機構。

佐藤仁 [2011]『「持たざる国」の資源論——持続可能な国土をめぐるもう一つの知——』東京大学出版会。

菅井益郎 [1979]「日本資本主義の公害問題——四大銅山鉱毒・煙害事件——(一), (二)」(『社会科学研究』(東京大学社会科学研究所) 第30巻第4号, 第6号)。

都留重人 [1972]『公害の政治経済学』岩波書店。

寺尾忠能 [1994]「日本の産業政策と産業公害」(小島麗逸・藤崎成昭編『開発と環境——アジア「新成長圏」の課題——』アジア経済研究所 265-348ページ)。

—— [2002]『「開発と環境」の政治経済学をめぐって——政策と社会変動——』(寺尾・大塚編 [2002: 9-36])。

—— [2003]『「日本の公害経験」はいかに伝えられたか』(『アジア研ワールド・トレンド』No. 88 1月 18-21ページ)。

—— [2012]「資源・環境の視点からの開発論の再構成」(『アジア研ワールド・トレンド』No. 199 4月 37-38ページ)。

寺尾忠能・大塚健司編 [2002]『「開発と環境」の政策過程とダイナミズム——日本の経験・東アジアの課題——』アジア経済研究所。

畠山弘文・新川敏光 [1984]「環境行政にみる現代日本政治」(大嶽秀夫編『日本政治の争点——事例研究による政治体制の分析——』三一書房 233-280ページ)。

平野孝 [2003]「戦後日本環境政治史(序)——昭和24年の水質汚濁規制勧告をめぐる諸勢力の構想と対抗——」(『龍谷法学』第36巻第1号 6月 1-71ページ)。

御厨貴 [1996]『政策の総合と権力——日本統治の戦前と戦後——』東京大学出版会。

宮本憲一 [1989]『環境経済学』岩波書店。

<英語文献>

Boserup, Ester [1965] *The Conditions of Agricultural Growth*, London: George Allen

and Unwin.

Kraft, Michael E. [2000] "U.S. Environmental Policy and Politics: From the 1960s to the 1990s," *Journal of Policy History*, Vol. 12, No. 1, pp. 17-42.

Pierson, Paul [2004] *Politics in Time: History, Institutions, and Social Analysis*, Princeton, N.J.: Princeton University Press. (ポール・ピアソン, 粕谷祐子 監訳・今井真士訳『ポリティクス・イン・タイム——歴史・制度・社会分析——』勁草書房 2010年).

—— [2005] "The Study of Policy Development," *Journal of Policy History*, Vol. 17, No. 1, pp. 34-51.

Wilkinson, Richard G. [1973] *Poverty and Progress: An Ecological Model of Economic Development*, London: Methuen and Co.

